

平成 20 年度診療報酬改定について

- 平成 20 年度診療報酬改定の概要 …………… 1
厚生労働省保険局医療課資料から一部抜粋

平成20年度診療報酬改定の概要

改定率: ▲0.82%

(診療報酬(本体): +0.38%)

薬価等: ▲1.2%

社会保障審議会の「基本方針」「骨子」
病院勤務医の負担軽減策など
後期高齢者を総合的に診る取組など

中央社会保険医療協議会(中医協)で、個別項目について議論(10月以降計24回)

緊急課題への対応・重点的に評価する主な項目

(緊急課題への対応) 産科・小児科医療、病院勤務医の負担軽減、救急医療
(重点的評価) 明細書の交付、**がん対策**、脳卒中对策、自殺対策

適正化・見直し等を行う主な項目

外来管理加算、7対1入院基本料、外来精神療法、後発医薬品の使用促進、処置の見直し、コンタクトレンズ検査料

後期高齢者にふさわしい医療

在宅療養生活の支援(退院時の支援、訪問看護の充実、介護サービスとの連携)
外来における慢性疾患の継続的な医学的管理、「お薬手帳」の活用、終末期における情報提供

緊急課題への対応・重点的に評価する主な項目

産科・小児科医療

ハイリスク妊産婦管理の充実・拡大、妊産婦救急搬送入院加算の創設、小児の高度な入院医療、障害を持つ乳幼児への手厚い医療、小児の外来医療の充実など

病院勤務医の負担軽減

夜間等の軽症救急患者の診療所での受入れの促進、地域の中核病院の勤務医の負担軽減、事務作業を補助する職員(いわゆる「医療クラーク」)の配置など

救急医療

極早期救急医療に対する評価を充実

明細書の交付

レセプトのオンライン請求義務化の対象となる保険医療機関に、患者の求めがあった場合の明細書の交付を義務付け(400床以上の病院)

がん対策
脳卒中对策
自殺対策

・放射線治療・化学療法の質等の充実、緩和ケアの普及と充実、**がん診療連携拠点病院の評価**

・超急性期から回復期にわたる脳卒中医療の総合的評価

・早期の精神科受診の促進、救命救急センターにおける精神医療の評価、子どもの心の外来医療及び入院医療の充実

がん医療の推進について①



放射線治療の充実

- 副作用が少ない**新しい放射線治療法**を保険導入
(新) 強度変調放射線治療(IMRT) 3,000点(1回目)
- 放射線治療における**充実した安全管理体制**の評価
(新) 医療機器安全管理料2 1,000点
- 日常生活を送りながら、**通院で受けられる体制**を評価
(新) 外来放射線治療加算 100点

化学療法の充実

- 日常生活を送りながら、**通院で受けられる充実した体制**を評価
(新) 外来化学療法加算1(区分新設) 500点



がん診療連携拠点病院の評価

- 地域のがん診療の確保のため「**がん診療連携拠点病院**」の評価を充実
がん診療連携拠点病院加算 200点 → 400点



がん医療の推進について②

緩和ケアの普及と充実 ～痛みのないがん治療を目指す～

- **WHO方式によるがん性疼痛治療法**に従って、麻薬を処方し痛みを緩和することに対する評価を創設
(新) がん性疼痛緩和 management 指導料 100点
- **緩和ケアチームを充実**し評価を引き上げ
緩和ケア診療加算 250点 → 300点
- **緩和ケア病棟の役割の見直し**(終末期だけでなく緩和ケアの導入や在宅がん患者を診る医師の後方支援を行う)
- 在宅で使用する麻薬等の**注射薬、医療材料の対象範囲の拡大**

リンパ浮腫に関する評価

- がんの手術に際し、**リンパ浮腫を防止するための**指導を評価
(新) リンパ浮腫指導管理料 100点
- リンパ浮腫の重篤化予防のための**弾性着衣(ストッキング等)**を**保険導入**(療養費払い)
(新) (年間2回計4セット給付)

